

様式第7（第11条関係）

①

再生可能エネルギー発電事業廃止届出書

②

2025年4月1日

経済産業大臣 殿

③

届出者  
(注1)

住所 (〒100-0081)

東京都千代田区霞が関1-1-1

氏名

経済産業株式会社

代表取締役 経済一郎

(法人にあつては名称、代表者の役職・氏名)

電話番号 (00) 0000-0000

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第11条の規定により認定された再生可能エネルギー発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止したので、次のとおり届け出ます。

④

廃止対象事業計画

設備ID（識別番号）	AA123456C13
発電設備の名称	経済クリーン太陽光発電所
運転開始の有無（注2）	<input type="checkbox"/> 運転開始前 <input checked="" type="checkbox"/> 運転開始後（運転開始日：2011年 2月13日）

担当経済産業局（注3）

C

⑤

廃止事業情報		⑥ 備考												
設備撤去日 (注4)	2023年 4月 1日 ⑦													
設備廃棄日 (注5)	2023年 6月 30日 ⑧													
廃止理由	設備の老朽化による撤去のため ⑨	<input type="checkbox"/> 別紙あり												
交付期間又は 調達期間終了 後の設備の用途	<input checked="" type="checkbox"/> 売電継続 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>売電先</td><td>: METI電力</td><td></td></tr> <tr> <td>売電開始</td><td>: 2021年 2月 13日</td><td rowspan="4">⑩</td></tr> <tr> <td>売電終了</td><td>: 2023年 1月 13日</td></tr> <tr> <td>発電設備の出力</td><td>: 9.8kW</td></tr> <tr> <td>売電単価</td><td>: 9円/kW</td></tr> </table>	売電先	: METI電力		売電開始	: 2021年 2月 13日	⑩	売電終了	: 2023年 1月 13日	発電設備の出力	: 9.8kW	売電単価	: 9円/kW	
	売電先	: METI電力												
売電開始	: 2021年 2月 13日	⑩												
売電終了	: 2023年 1月 13日													
発電設備の出力	: 9.8kW													
売電単価	: 9円/kW													
	<input type="checkbox"/> 自家消費 <input type="checkbox"/> なし(交付期間又は調達期間終了後廃棄)													
太陽光発電設備の場合の諸費用の報告	①仮設工事費 ( ) 万円(税抜き) ②解体・撤去・処分費(注6) ( ) 万円(税抜き) ・太陽電池モジュール(注7) <input type="checkbox"/> リユース ( ) 万円(税抜き) <input type="checkbox"/> リサイクル ( ) 万円(税抜き) <input type="checkbox"/> 産廃処理 ( ) 万円(税抜き) ・架台 ( ) 万円(税抜き) ・基礎 <input type="checkbox"/> コンクリート置 <input type="checkbox"/> スクリュー杭 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 万円(税抜き) ・その他設備(パワコン、モニター等) ( ) 万円(税抜き) ③整地工事費 ( ) 万円(税抜き) ④その他諸経費(一般管理費等) ( ) 万円(税抜き) 合計(①+②+③+④) ( ) 万円(税抜き)													
事業廃止後の土地の用途 (注8)	<input type="checkbox"/> 新たな再生可能エネルギー事業の実施 <input type="checkbox"/> 原状回復(原状における用途: ) <input checked="" type="checkbox"/> 更地化 <input type="checkbox"/> その他 ( )	⑪												
市場取引等により供給する事業への移行	<input type="checkbox"/> 有 移行後設備ID	⑫												
	<input type="checkbox"/> 無													
添付書類 (注9)	書類の種類	書類名	備考											
	①印鑑証明書(注10)	印鑑証明書	⑬											
	②産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し(注11)	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し	⑭											

③設備を売却したことを証する書類（注12）		15	
④罹災証明書（注13）		16	
⑤写真（設備の取り外し前・中・後）（注14）	施工写真	17	
⑥その他（注15）		18	

- (注1) 法人にあつては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
- (注2) 運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、最初に変更手続（変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出）をする際には、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。
- (注3) 届出書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。  
A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、  
E：近畿経済産業局、F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、  
I：内閣府沖縄総合事務局
- (注4) 発電設備の撤去が完了した日を記載すること。
- (注5) 発電設備の最終処分予定日又は設備の引渡し予定日を記載すること。
- (注6) 「太陽電池モジュール（リユース、リサイクル、産廃処理の処分方法の分類ごと）」「架台」「基礎」「その他設備」の分類ごとに、解体、撤去・運搬、最終処分等までに要した費用の総額を記載すること。
- (注7) リユース又はリサイクルを行った場合はその部品・素材等を記載すること。有価売却の場合は、当該売却によって得た収益を差し引いた金額（マイナスになる場合はマイナス）を記載すること。
- (注8) 発電設備が太陽光発電設備（屋根設置）の場合を除き記載すること。
- (注9) 廃止の理由や方法に応じて、必要な書類を添付すること。
- (注10) 本届出を提出する際に必ず添付すること。なお、届出日より3ヶ月前から当該届出日までの間に発行された原本に限る。
- (注11) 発電設備を廃棄する場合に添付すること。収集・運搬業者による署名または押印がなされたマニフェストの写し、又は収集・運搬業者若しくは処分業者に引渡しを行ったことを登録したマニフェストの写しであることが必要。
- (注12) 発電設備を中古市場等に売却する場合に添付すること。
- (注13) 発電設備が災害等により逸失した場合に添付すること。
- (注14) 発電設備を設置済みの場合に添付すること。
- (注15) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

<備考>

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格A3とすること。

## 記載方法

No	必須有無	記 入 内 容
①	—	<p>・事業の廃止届出は、以下のような場合に提出してください。</p> <p>(運転開始前に廃止届出を提出する場合)</p> <p>①認定取得後、諸般の事情(系統連系が不可だった場合、資金調達できなかった場合等)により事業の実施を取りやめる場合※1</p> <p>②同一設備について二重に認定を取得してしまった場合※2</p> <p>(運転開始後に廃止届出を提出する場合)</p> <p>①設備を撤去する場合</p> <p>②同一設備について二重に認定を取ってしまった場合※2</p> <p>※1 同一設備を用いて別の事業予定地において発電事業を行う場合でも、改めて、新規の事業計画認定を取る必要があります。</p> <p>※2 この場合、片方の設備について廃止届出を提出する必要がありますが、電気事業者に契約を申し込んでいる(又は契約を締結している)設備IDを確認し、契約を申し込んでいる(又は契約を締結している)設備IDが廃止されないよう注意してください。</p> <p>・運転開始後の設備について廃止届出を提出する場合には、電気事業者との契約関係の確認を必ず行ってから提出するようにしてください。</p>
②	必須項目	・届出書の提出日を記入します。
③ (注1)	必須項目	<p>・届出者の事業者情報(届出時の情報)を記入します。印鑑の押印は不要ですが、届出者の印鑑証明書の添付が必要となります。</p> <p>・電話番号は日中に届出者に連絡のとれる電話番号を記入してください。</p>
④ (注2)	必須項目	<p>・廃止する事業計画の設備ID(識別番号)、発電設備の名称を記入します。</p> <p>・運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記入します。</p>
⑤ (注3)	必須項目	・届出書を提出する担当経済産業局の記号(届出書内(注3)より選択)を記号で記入します。
⑥	任意項目	・必要に応じて記入します。
⑦ (注4)	必須項目	・設置された発電設備の撤去が完了した日を記入します。なお、設備未設置の場合は記載不要です。
⑧ (注5)	必須項目	・撤去された発電設備の最終処分予定日を記入します。また、撤去された設備を譲渡する場合や、中古市場に売買する場合は、発電設備の引渡し予定日を記入します。なお、設備未設置の場合は記載不要です。
⑨	必須項目	<p>・事業計画の廃止理由を記入します。別紙として廃止理由を提出する場合は、項目欄には何も記入せず、「別紙あり」のボックスにチェックを付してください。</p> <p>・同一設備について二重に認定を取得してしまい、片方の認定を残して廃止届出書を提出する場合は、残す設備IDを記入してください。</p>
⑩	必須項目	・FITの調達期間が終了した際の発電設備の用途を選択してください。売電継続を選択した場合は、売電実績を記入します。なお、設備未設置または調達期間終了前に撤去を行う場合は記載不要です。
⑪ (注8)	必須項目	・発電設備が撤去された後の土地の用途を選択してください。ただし、発電設備が屋根設置太陽光発電である場合は、記入不要です。
⑫	必須項目	・市場取引等により供給する事業への移行の有無を選択してください。有を選択した場合は移行後の設備IDを記載してください。

⑬ (注10)	<b>必須項目</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出者の印鑑登録証明書（届出日より3カ月前から当該届出日までの間に発行された原本）を添付します。</li> <li>・届出者と廃止する事業の発電事業者が異なる場合は、委任状及び委任状に押印した発電事業者の印鑑証明書（届出日より3カ月前から当該届出日までの間に発行された原本）を提出してください。</li> </ul>
⑭ (注11)	<b>必須項目</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光パネル等を廃棄する場合、通常であれば販売会社等、家屋解体に伴うものであれば解体事業者が撤去を行います。この場合は、産業廃棄物扱いとなるため産業廃棄物管理票（マニフェスト）が発行されますので、その写しを添付してください。なお、添付する産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、届出時の処分状況に合わせた伝票を添付してください。</li> <li>・運転開始前の事業計画認定について廃止届出書を提出する場合、又は、同一設備について二重に認定を取得してしまい、片方の認定を残して廃止届出書を提出する場合は添付不要です。</li> </ul>
⑮ (注12)	<b>必須項目</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電設備を中古市場等に売却する場合に、売買契約書や引渡し証など、適切に設備を処分したことを証する書類の写しを添付してください。</li> </ul>
⑯ (注13)	<b>必須項目</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電設備が災害等により逸失した場合は、罹災証明書を添付してください。</li> </ul>
⑰ (注14)	<b>必須項目</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電設備を撤去する場合、撤去前、撤去工事中、撤去後の写真を添付してください。ただし、運転開始前で発電設備が設置されていない場合は、添付不要です。</li> </ul>
⑱ (注15)	<b>任意項目</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・添付書類①～⑤以外に書類の添付が必要な場合には、その他の欄に書類名を記入します。さらに添付書類がある場合は、その他2、その他3・・・と添付書類数と同数の記載欄を追加し、書類名を記入します。</li> </ul>